

提出案件に係る事前説明資料

令和4年（2022年）9月1日（木）
9月定例会本会議（第1日目）提案分

1 案件名

報告第12号 損害賠償額の決定に関する専決処分について

2 担当説明員（役職・氏名）

市民部長 高田 徳也

3 説明内容

このような御報告を申し上げることにつきまして、誠に申し訳なく存じます。

議案書5ページ。

専決処分年月日は本年8月8日、損害賠償額は4万1,844円でございます。

事故の概要でございますが、本年3月20日午後1時頃、桃山台市民ホールの敷地内の樹木の枝が折れて落下し、同敷地内広場を通行中の相手方個人に当たり、同人が負傷されたものでございます。

なお、この事故によります損害賠償金につきましては、施設賠償責任保険から免責額1,000円を除いた額が給付されるものでございます。

事故後速やかに看板を設置し、通行人への注意喚起を行うとともに、当該施設を始め、所管施設について、樹木の一齐点検を行い、危険箇所の伐採を行っております。

今後もより一層、樹木の管理に注意を払い、同様の事故がないように努めてまいりたいと存じます。

1 案件名

報告第13号 損害賠償額の決定に関する専決処分について

2 担当説明員（役職・氏名）

土木部長 船木 充善

3 説明内容

このような御報告を申し上げることにつきまして、誠に申し訳なく存じます。

議案書7ページ。

専決処分年月日は本年7月25日、損害賠償額は25万円でございます。

事故の概要でございますが、本年4月16日午後0時30分頃、千里第4緑地東側付近の吹田市山田西1丁目33番地先の市道におきまして、街路樹の枝が折れて落下し、走行中の相手方個人所有の普通乗用車に当たり、同車が損傷したものでございます。

なお、この事故によります損害賠償金につきましては、道路賠償責任保険から免責額1,000円を除いた額が給付されるものでございます。

事故の対策といたしまして、周辺街路樹の点検を実施しておりますが、今後もより一層、市道の管理に注意を払い、同様の事故がないように努めてまいりたいと存じます。

1 案件名

報告第14号 損害賠償額の決定に関する専決処分について

2 担当説明員（役職・氏名）

学校教育部長 山下 栄治

3 説明内容

このような御報告を申し上げることにつきまして、誠に申し訳なく存じます。

議案書9ページ。

専決処分年月日は本年7月1日、損害賠償額は44万2,706円でございます。

事故の概要でございますが、本年3月27日午後3時頃、山田東中学校の運動場におきまして、野球部の部活動中に生徒が打ったボールが運動場の防球ネットを越え、同中学校南側のマンションの駐車場に駐車していた相手方個人所有の普通乗用車に当たり、同車が損傷したものでございます。

なお、この事故によります損害賠償金につきましては、全国市長会学校災害賠償補償保険から全額給付されるものでございます。

今後とも、再発防止対策の検討を行い、事故防止に努めてまいりたいと存じます。

1 案件名

報告第15号 損害賠償額の決定に関する専決処分について

2 担当説明員（役職・氏名）

学校教育部長 山下 栄治

3 説明内容

このような御報告を申し上げることにつきまして、誠に申し訳なく存じます。

議案書11ページ。

専決処分年月日は本年7月25日、損害賠償額は2万900円でございます。

事故の概要でございますが、本年4月28日午前11時頃、西山田中学校におきまして、教室に設置している天井扇のカバーが外れて落下し、相手方生徒に当たり、同生徒の眼鏡が損傷したものでございます。

なお、この事故によります損害賠償金につきましては、全国市長会学校災害賠償補償保険から全額給付されるものでございます。

学校設備の維持管理及び安全管理につきましては、一層の注意を払い、今後このようなことのないように努めてまいりたいと存じます。

1 案件名

報告第16号 損害賠償額の決定に関する専決処分について

2 担当説明員（役職・氏名）

学校教育部長 山下 栄治

3 説明内容

このような御報告を申し上げることにつきまして、誠に申し訳なく存じます。

議案書13ページ。

専決処分年月日は本年8月17日、損害賠償額は6万6,396円、賠償の相手方は大阪市淀川区十三元今里2丁目19番13号の三星建工株式会社でございます。

事故の概要でございますが、本年6月22日午後0時20分頃、青山台小学校において、同小学校職員が刈払機を使用して除草作業を行っていましたところ、飛散した小石が駐車中の相手方法人所有の小型貨物車に当たり、同車が損傷したものでございます。

なお、この事故によります損害賠償金につきましては、全国市長会学校災害賠償補償保険から全額給付されるものでございます。

事故後、各校務員に再発防止を図るよう通知を行いました。今後も、適切な事故防止策、業務遂行等について指導及び研修を行ってまいります。

今後とも、業務執行上の安全管理につきましては、なお一層の注意を払い、事故防止に努めてまいりたいと存じます。

1 案件名

報告第17号 令和3年度吹田市一般会計繰越明許費繰越計算書について

2 担当説明員（役職・氏名）

行政経営部長 今峰 みちの

3 説明内容

議案書15ページ。

本報告は、令和3年度におきまして、地方自治法第213条の規定による繰越明許費として御承認いただき、令和4年度へ繰越しを行ったものにつきまして、同法施行令第146条第2項の規定により御報告を申し上げます。

16ページから19ページ。

前年度の国の補正予算による交付金を活用して実施している事業のほか、関係者との協議、調整に日数を要したなどの理由により、繰越しとなった事業につきまして、金額及び翌年度繰越額をお示しいたしております。

第2款 総務費、第3項 戸籍住民登録費の戸籍住民登録事業で1,600万円のうち1,060万9,500円を繰り越したものでございます。

第3款 民生費、第1項 社会福祉費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業で56億9,548万4,000円のうち27億9,130万1,849円、高齢者福祉施設補助事業で2億9,407万5,000円のうち2億6,616万1,000円、障害者福祉施設整備補助事業で6,875万円全額、第2項 児童福祉費の子育て世帯への臨時特別給付金事業で9億9,131万3,000円のうち2億2,867万4,000円、北千里小学校跡地複合施設整備事業（児童会館）で8,323万円のうち8,322万9,300円を繰り越したものでございます。

第8款 土木費、第2項 道路橋梁費の道路新設改良事業で7,829万4,000円全額、橋梁新設改良事業で8,400万円全額、第5項 都市計画費の都市計画道路千里丘朝日が丘線道路新設事業で2,521万9,000円全額、佐井寺西土地画整理事業で2億7,291万9,000円全額、上の川周辺整備事業で2億9,056万円全額を繰り越したものでございます。

第10款 教育費、第2項 小学校費の小学校管理事業で5,445万円全額、小学校改修事業で23億4,204万8,000円のうち23億4,170万8,000円、第3項 中学校費の中学校管理事業で2,655万円全額、中学校改修事業で14億5,488万5,000円全額、第5項 社会教育費の北千里小学校跡地複合施設整備事業（公民館）で1億2,102万8,000円のうち1億2,102万7,800円、北千里小学校跡地複合施設整備事業（図書館）で1億7,397万3,000円のうち1億7,397万2,900円、第6項 保健体育費の小学校給食事業で1,114万8,000円全額を繰り越したものでございます。

1 案件名

報告第18号 令和3年度吹田市公共用地先行取得特別会計繰越明許費繰越計算書について

2 担当説明員（役職・氏名）

理事（地域整備担当） 真壁 賢治

3 説明内容

議案書21ページ。

本報告は、令和3年度におきまして、地方自治法第213条の規定による繰越明許費として御承認いただき、令和4年度へ繰越しを行ったものにつきまして、同法施行令第146条第2項の規定により御報告を申し上げます。

22ページ、23ページ。

被補償者による関係者との協議、調整に日数を要したことにより、繰越しとなった事業につきまして、金額及び翌年度繰越額をお示しいたしております。

第1款、第1項 用地取得費の千里丘朝日が丘線用地取得事業で225万円のうち216万4,300円を繰り越したものでございます。

1 案件名

報告第19号 令和3年度吹田市水道事業会計予算繰越計算書について

2 担当説明員（役職・氏名）

水道部長 山村 泰久

3 説明内容

議案書25ページ。

本報告は、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の予算繰越しにつきまして、同条第3項の規定により御報告を申し上げます。

議案書26ページ、27ページ。

予算繰越しの内容でございますが、上水道施設等整備事業として、第1款 資本的支出、第1項 建設改良費において予算計上した額33億9,942万4,000円のうち、7億9,784万円を翌年度に繰り越したものでございます。

なお、翌年度繰越額の内訳にお示ししております11件の工事等は、工事関係者との協議、調整に期日を要したことや必要な部品の納期が長期化したことなどにより、令和3年度内に完成しなかったため繰り越したものでございます。

1 案件名

報告第20号 令和3年度吹田市下水道事業会計予算繰越計算書について

2 担当説明員（役職・氏名）

下水道部長 柳瀬 浩一

3 説明内容

議案書29ページ。

本報告は、地方公営企業法第26条第1項の規定によります、建設改良費の予算繰越しにつきまして、同条第3項の規定により御報告を申し上げます。

30ページ、31ページ。

予算繰越しの内容でございますが、第1款 資本的支出、第1項 建設改良費において、予算計上した額26億7,381万9,000円のうち5億6,304万5,000円を翌年度に繰り越したものでございます。

下段の翌年度繰越額の内訳、11件のうち6件は、国の令和3年度補正予算に伴い、追加で国庫補助の対象としたことによるものでございます。

残り5件につきましては、関係機関や地元との協議、調整に期日を要したことなどにより令和3年度に完成できなかったものでございます。

1 案件名

議案第80号 吹田市高年齢職員の部分休業に関する条例の制定について

2 担当説明員（役職・氏名）

総務部長 小西 義人

3 説明内容

議案書311ページ。

本案は、地方公務員法第26条の3の規定に基づく高年齢職員の部分休業に関し必要な事項を定めようとするものでございます。

条例案の内容でございますが、第1条につきましては、この条例の趣旨を定めるものでございます。

第2条につきましては、高年齢職員の部分休業の取得を開始することができる年齢を、55歳と定めるものでございます。

第3条につきましては、高年齢職員の部分休業をすることができる時間数等について定めるものでございます。

第4条につきましては、休業時間の延長を承認することができる場合について定めるものでございます。

第5条につきましては、高年齢職員の部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮をすることができる場合について定めるものでございます。

議案書312ページに掛けての第6条につきましては、高年齢職員の部分休業をした期間は、勤務しない時間の給与額を減額することを定めるものでございます。

第7条につきましては、高年齢職員の部分休業をした期間は、その期間の2分の1に相当する期間を、退職手当の算出の基礎となる在職期間から除算することを定めるものでございます。

第8条につきましては、委任規定でございます。

次に附則でございますが、第1項におきまして、この条例は令和5年（2023年）4月1日から施行することといたしております。

附則第2項につきましては、吹田市水道事業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を改正するものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料5ページ。

第16条第3項につきましては、高年齢職員の部分休業について定めております地方公務員法の規定は、地方公営企業法の規定により、企業職員には適用されないことから、水道事業企業職員が高年齢職員の部分休業をした期間は、勤務しない時間の給与額を減額することを定めるものでございます。

第20条の改正につきましては、地方公務員法の一部改正に伴う文言の整理を行うもの

でございます。

その他の改正につきましては、所要の規定整備を行うものでございます。

議案書312ページ。

313ページにかけての附則第3項につきましては、附則第2項による条例改正に伴う経過措置を定めるものでございます。

なお、その他の参考資料といたしまして、議案参考資料6ページに吹田市高年齢職員の部分休業に関する条例施行規則（案）を、10ページに本条例の制度の概要をそれぞれお示しいたしております。

1 案件名

議案第81号 吹田市学校給食費条例の制定について

2 担当説明員（役職・氏名）

学校教育部長 山下 栄治

3 説明内容

議案書315ページ。

本案は、吹田市立小学校の学校給食費を公会計により管理するに当たり、その徴収に関し必要な事項を定めるものでございます。

条例案の内容につきまして、第1条は、この条例の趣旨について定めるものでございます。

第2条は、学校給食費の納付は規則に定めるところによることとし、給食費の額について規則で定めることとするものでございます。

第3条は、学校給食費を減額し、又は免除することができる場合を定めるものでございます。

第4条は委任規定でございます。

附則でございますが、この条例の施行期日を令和5年（2023年）4月1日と定めるものでございます。

なお、参考資料といたしまして、議案参考資料13ページ及び14ページに吹田市学校給食費条例施行規則案をお示しいたしております。

1 案件名

議案第82号 吹田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

2 担当説明員（役職・氏名）

総務部長 小西 義人

3 説明内容

議案書317ページ。

本案は、職員の定年引上げに伴い、60歳を超える職員の給料月額の特例等を、一般職の職員の給与に関する法律の改正による国家公務員の特例等の内容に準じ、定めるものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料15ページ。

まず、第5条の改正につきましては、地方公務員法の一部改正により、再任用職員が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務職員が設けられますことに伴う文言の整備を行うものでございます。

第6条の2の改正につきましては、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額について定めるものでございます。

第18条から17ページの第29条の2までの改正につきましては、定年前再任用短時間勤務職員に支給する通勤手当等の各手当について定めるものでございます。

18ページの第37条の改正につきましては、定年前再任用短時間勤務職員に支給しない手当について定めるものでございます。

その他の改正につきましては、文言の整備を行うものでございます。

次に、制定附則の改正でございますが、附則第2項及び附則第3項につきましては、60歳を超える職員の給料月額の特例について定めるものでございます。

19ページの附則第4項から20ページの附則第8項までにつきましては、管理監督職勤務上限年齢調整額について定めるものでございます。

附則第9項につきましては、制定附則に定める事項に関する委任規定でございます。

次に、21ページの別表第1から25ページの別表第6の改正につきましては、それぞれの給料表が適用される定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額を定めるとともに、文言の整備を併せて行うものでございます。

議案書322ページ。

この条例の附則でございますが、附則第1項につきましては、この条例の施行期日を令和5年4月1日と定めるものでございます。ただし、一部の条項の改正規定につきましては、本年10月1日から施行するものでございます。

附則第2項につきましては、勤務延長職員の経過措置について定めるものでござい

す。

附則第3項から附則第6項までにつきましては、暫定再任用職員の経過措置について定めるものでございます。

附則第7項につきましては、この条例の附則に定める事項に関する委任規定でございます。

なお、その他の参考資料といたしまして、議案参考資料7ページから12ページに定年引上げ制度の概要をお示しいたしております。

1 案件名

議案第83号 吹田市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

2 担当説明員（役職・氏名）

総務部長 小西 義人

3 説明内容

議案書325ページ。

本案は、管理監督職勤務上限年齢制による降任については、書面の交付を要しないこととするものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料27ページ。

現行第3条第2項を削り、（書面の交付）として改正案第7条を新たに設けるものでございます。

改正案第7条につきましては、職員の意に反する降任については書面を交付して行わなければならないこととしておりますが、管理監督職勤務上限年齢制による降任については、これを不要とするものでございます。

その他の改正につきましては、条項移動でございます。

議案書325ページ。

附則でございますが、この条例は令和5年4月1日から施行することといたしております。

なお、その他の参考資料といたしまして、議案参考資料7ページから12ページに定年引上げ制度の概要をお示しいたしております。

1 案件名

議案第84号 吹田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

2 担当説明員（役職・氏名）

総務部長 小西 義人

3 説明内容

議案書327ページ。

本案は、給料等の額が変動する場合における減給の効果について定めるものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料29ページ。

第3条の改正につきましては、減給は、その発令の日に受ける給料等の合計額の10分の1以下を減ずるものといたしますとともに、職員の定年引上げに伴う60歳を超える職員の給料月額減額措置等により、その減ずる額が現に受ける給料等の合計額の10分の1に相当する額を超えますときは、当該10分の1に相当する額を減ずるものとするものでございます。

議案書327ページ。

附則でございますが、この条例は令和5年4月1日から施行することといたしております。

なお、その他の参考資料といたしまして、議案参考資料7ページから12ページに定年引上げ制度の概要をお示しいたしております。

1 案件名

議案第85号 吹田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

2 担当説明員（役職・氏名）

総務部長 小西 義人

3 説明内容

議案書329ページ。

本案は、職員の定年引上げに伴い、退職手当の基本額の特例を、国家公務員退職手当法の改正による国家公務員の特例の内容に準じ、定めますとともに、フルタイム会計年度任用職員の退職手当の対象期間の要件を緩和し、あわせて、雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当制度につきまして、所要の改正を行うものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料31ページ。

まず、第2条第1項の改正につきましては、地方公務員法の一部改正により再任用職員が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務職員が設けられますことに伴う文言の整備を行うものでございます。

第2条第3項の改正につきましては、フルタイム会計年度任用職員の退職手当の対象期間の要件を緩和するものでございます。

32ページの第4条第1項及び33ページの第5条第1項の改正につきましては、定年条例の条項移動に伴う規定整備を行うものでございます。

第5条の3の改正につきましては、定年前早期退職者となる対象年齢を現行どおりとするために改正を行うものでございます。

34ページの第10条第4項の改正につきましては、雇用保険法の一部改正により、離職した者のうち、事業を開始等した者に対する受給期間の特例措置が定められたことに伴いまして、失業者の退職手当制度につきましても同様の改正を行うものでございます。

35ページの第10条第11項第5号の改正につきましては、職業安定法の条項移動に伴う規定整備を行うものでございます。

その他の改正につきましては、文言の整備を行うものでございます。

次に、制定附則の改正でございますが、36ページの現行の附則第1条ただし書並びに第2項及び第3項並びに附則第2条から37ページの附則第9条までにつきましては、本条例の制定当初に定めました附則による他の条例の廃止等の規定であり、現在はその役割を終えているため全て削ることとするものでございます。

36ページの改正案の附則第2項から37ページの附則第9項までにつきましては、現行附則第10条から39ページの附則第14条までの条項移動でございますが、今回、条建ての制定附則を項建ての制定附則に全て改めるものでございます。

37ページの改正案の附則第10項につきましては、39ページの現行附則第15条について、雇用保険法の一部改正により暫定措置の期限が延長されたことに伴い、失業者の退職手当制度に同様の改正を行った上で、条項を移動するものでございます。

38ページの改正案の附則第11項から40ページの附則第18項までが、今回新たに定める規定でございます。

附則第11項につきましては、11年以上25年未満勤続し60歳以後に退職した者の退職手当の基本額の特例を定めるものでございます。

改正案の附則第12項につきましては、25年以上勤続し60歳以後に退職した者の退職手当の基本額の特例を定めるものでございます。

改正案の附則第13項につきましては、吹田市一般職の職員の給与に関する条例附則第2項の規定により給料月額の特例を受ける職員を退職手当の基本額に係る特例の対象者として定めるものでございます。

改正案の附則第14項につきましては、定年前早期退職者となる対象年齢を現行どおりとするための特例を定めるものでございます。

改正案の附則第15項につきましては、勸奨退職等の場合の定年前早期退職者の退職手当の基本額に係る特例を定めるものでございます。

39ページの改正案の附則第16項につきましては、整理退職等の場合の60歳前定年前早期退職者の退職手当の基本額に係る特例を定めるものでございます。

改正案の附則第17項につきましては、整理退職等の場合の60歳以後定年前早期退職者の退職手当の基本額に係る特例を定めるものでございます。

40ページの改正案の附則第18項につきましては、退職手当の基本額の特例の公衆衛生業務に従事する医師に対する適用除外について定めるものでございます。

議案書333ページ。

この条例の附則でございますが、附則第1項につきましては、この条例の施行期日を令和5年4月1日と定めるものでございます。ただし、第1号に掲げる規定につきましては、公布の日から、第2号に掲げる規定につきましては、本年10月1日から、それぞれ施行するものでございます。

附則第2項につきましては、暫定再任用職員につきまして、退職手当の支給対象外とするものでございます。

附則第3項及び附則第4条につきましては、それぞれ必要な経過措置を定めるものでございます。

なお、その他の参考資料といたしまして、議案参考資料7ページから12ページに定年引上げ制度の概要をお示しいたしております。

1 案件名

議案第86号 吹田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

2 担当説明員（役職・氏名）

総務部長 小西 義人

3 説明内容

議案書335ページ。

本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を引き上げますとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制等について定めようとするものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料41ページ。

まず、第1条の改正につきましては、地方公務員法の一部改正に伴う規定整備を行うものでございます。

改正案の第2条につきましては、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる職を、管理職手当の支給対象となる職とするものでございます。

改正案の第3条につきましては、管理監督職勤務上限年齢を60歳とするものでございます。

改正案の第4条につきましては、管理監督職勤務上限年齢制による降任等を行うに当たって遵守すべき基準を定めるものでございます。

42ページの改正案の第5条につきましては、職務の特殊性や欠員補充の困難性に対応するため、管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例措置を定めるものでございます。第1項につきましては管理監督職勤務上限年齢に達した職員について、職務の特殊性や欠員補充の困難性があると認めるときは、引き続き当該管理監督職として勤務することができることを、43ページ、第2項につきましては引き続き当該管理監督職として勤務することができる期間の上限を3年とすることを、第3項につきましては特定管理監督職群に属する職員について、引き続き管理監督職として勤務させることができること又は当該職員が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任等をさせることができることを、第4項につきましては任用の制限の特例に関して期間の延長をすることができることを、それぞれ定めるものでございます。

44ページの改正案の第6条につきましては、管理監督職勤務上限年齢の特例措置により引き続き管理監督職として勤務させる場合は、あらかじめ職員の同意を得なければならないことを定めるものでございます。

改正案の第7条につきましては、管理監督職勤務上限年齢の特例措置を行う事由が消滅した場合の措置を定めるものでございます。

改正案の第9条の改正につきましては、職員の定年を65歳とするものでございます。

46ページの改正案の第12条につきましては、60歳に達した日以後に退職をした者について、従前の勤務実績等により定年前再任用短時間勤務職員として、当該職員の定年退職日相当日まで任用することができることを定めるものでございます。

改正案の第13条につきましては、委任規定でございます。

その他の改正につきましては、文言の整備、条項移動等の所要の規定整備を行うものでございます。

次に、制定附則の改正でございますが、改正案の附則第2項につきましては、定年に関する経過措置として、2年に1歳ずつ、定年が段階的に引き上げられることを定めるものでございます。

47ページの改正案の附則第3項につきましては、公衆衛生業務に従事する医師については、既に定年が65歳でありますことから、定年に関する経過措置を適用しないことを定めるものでございます。

改正案の附則第4項につきましては、職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳以後の任用及び給与に関する措置の内容等に関する情報を提供するとともに、勤務の意思の確認をするよう努めることを定めるものでございます。

議案書339ページ。

この条例の附則でございますが、附則第1項につきましては、この条例は、令和5年4月1日から施行することを定めるものでございます。ただし、定年引上げの実施のための準備等に関する規定につきましては、公布の日から施行するものでございます。

附則第2項につきましては、再任用制度を廃止し、定年前再任用短時間勤務制度を設けますことに伴い、吹田市職員の再任用に関する条例を廃止するものでございます。

附則第3項につきましては、定年引上げの実施のための準備等の期間における情報提供等の対象となる職員の年齢を60歳と定めるものでございます。

附則第4項から340ページの附則第6項までにつきましては、定年による退職の特例に係る勤務延長に関する経過措置を定めるものでございます。

附則第7項から342ページの附則第14項までにつきましては、定年の段階的な引上げ期間における経過措置として、現行の再任用制度と同様の、暫定再任用制度を定めるものでございます。

附則第15項から附則第18項までにつきましては、暫定再任用職員に関し、旧条例定年の定まっていない職及び年齢の取扱いについて定めるものでございます。

343ページの附則第19項から附則第21項までにつきましては、各年の4月1日以後に新たに設置された職等に係る暫定再任用の取扱いについて定めるものでございます。

附則第22項につきましては、定年前再任用短時間勤務職員が定年前の職員であったときに適用される定年年齢に達した後は、定年前再任用短時間勤務職員として任用することはできないことを定めるものでございます。

附則第23項につきましては、吹田市職員の勤務時間等に関する条例を改正し、定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間等を定めるものでございます。

344ページの附則第24項につきましては、附属第23項による条例改正に伴う経過措置を定めるものでございます。

附則第25項につきましては、吹田市職員定数条例を改正し、定数の対象となる職員から定年前再任用短時間勤務職員を除くことを定めるものでございます。

附則第26項につきましては、附属第25項による条例改正に伴う経過措置を定めるものでございます。

なお、附則第23項及び附則第25項による条例改正に係る現行改正案対照表を議案参考資料の48ページ及び49ページに、その他の参考資料といたしまして、議案参考資料7ページから12ページに定年引上げ制度の概要をお示しいたしております。

1 案件名

議案第87号 吹田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

2 担当説明員（役職・氏名）

総務部長 小西 義人

3 説明内容

議案書345ページ。

本案は、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正等による国家公務員の育児休業等の内容に準じ、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、非常勤の職員の育児休業の取得要件の緩和等を行うものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料51ページ。

まず、本年10月1日を施行期日といたします第1条関係の改正でございます。

第2条の改正につきましては、非常勤の職員における子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和し、現行の、子が1歳6か月に達する日まで引き続き在職する見込みがないことが明らかではない要件を、子の出生日から起算して57日と6月を経過する日まで引き続き在職する見込みがないことが明らかではない要件に改正するものでございます。

52ページの第4条及び53ページの第5条の改正につきましては、非常勤の職員における、子が1歳以降の育児休業について、夫婦交替での取得要件及び特別の事情がある場合の取得要件を緩和するものでございます。

54ページの現行第7条第5号を削る改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業を原則2回まで取得できることとなりますことから、再度の育児休業を取得する場合に必要であった育児休業計画書の規定を削除するものでございます。

その他の改正につきましては、文言の整備、その他所要の規定整備を行うものでございます。

次に56ページ、令和5年4月1日を施行期日といたします第2条関係の改正でございます。

改正案の第2条第1号及び第2号につきましては、育児休業をすることができない職員として、管理監督職勤務上限年齢の特例措置により引き続き管理監督職として勤務する職員、定年退職日後に引き続き勤務する職員を加えるものでございます。

その他の改正につきましては、再任用職員が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務職員が設けられますことに伴う文言の整備等の規定整備でございます。

議案書348ページ。

附則でございますが、附則第1項につきましては、この条例は、本年10月1日から施行することを定めるものでございます。ただし、定年引上げに伴う第2条関係の改正につきましては、令和5年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項及び附則第3項につきましては、それぞれ必要な経過措置を定めるものでございます。

なお、その他の参考資料といたしまして、議案参考資料7ページから12ページに定年引上げ制度の概要を、59ページ及び60ページに吹田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正の概要をお示しいたしております。

1 案件名

議案第88号 吹田市職員の公益的法人等への派遣に関する条例等の一部を改正する
条例の制定について

2 担当説明員（役職・氏名）

総務部長 小西 義人

3 説明内容

議案書351ページ。

本案は、職員の定年引上げに伴い、派遣等を行うことのできない職員の範囲を変更するものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料61ページ。

まず、第1条関係、吹田市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の改正につきましては、改正案第2条第3号の管理監督職勤務上限年齢の特例措置により引き続き管理監督職として勤務する職員を公益的法人等へ派遣することができない職員とするものでございます。

その他の改正につきましては、所要の規定整備でございます。

次に、62ページの第2条関係、吹田市職員の外国の地方公共団体の機関等への派遣に関する条例の改正につきましては、改正案第2条第3号の管理監督職勤務上限年齢の特例措置により、引き続き管理監督職として勤務する職員を、外国の地方公共団体の機関等へ派遣することができない職員とするものでございます。

その他の改正につきましては、所要の規定整備でございます。

次に、63ページの第3条関係、吹田市職員の配偶者同行休業に関する条例の改正につきましては、改正案第4条第3号の管理監督職勤務上限年齢の特例措置により、引き続き管理監督職として勤務する職員を、配偶者同行休業をすることのできない職員とするものでございます。

その他の改正につきましては、所要の規定整備でございます。

議案書352ページ。

附則でございますが、附則第1項につきましては、この条例は令和5年4月1日から施行することを定めるものでございます。

附則第2項及び附則第3項につきましては、それぞれ必要な経過措置を定めるものでございます。

なお、その他の参考資料といたしまして、議案参考資料7ページから12ページに定年引上げ制度の概要をお示しいたしております。

1 案件名

議案第89号 吹田市市税条例の一部を改正する条例の制定について

2 担当説明員（役職・氏名）

税務部長 中川 明仁

3 説明内容

議案書355ページ。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、個人市民税における住宅借入金等特別税額控除の適用期間の延長を行いますとともに、上場株式等の配当所得等に係る課税方式を所得税と一致させるものがございます。また、下水道法に規定する除害施設に対する償却資産に係る固定資産税の課税標準額の軽減割合の変更等を行うものです。

改正案の内容につきましては、議案参考資料65ページ。

まず、66ページから67ページにかけての第16条の改正につきましては、現行、上場株式等の配当所得等について、所得税と個人市民税で異なる課税方式を選択することが可能でありましたが、配当所得等の金融所得課税は所得税と個人市民税が一体として設計されてきた経緯を踏まえまして、個人市民税の課税方式を所得税と一致させるものがございます。

67ページから68ページにかけての第16条7の2第1項の改正につきましては、個人市民税の寄附金税額控除の対象となっておりました旧制度の社団法人や財団法人などの民法法人が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行後の移行期間及び経過措置期間の終了により存在しなくなりましたため、第3号の規定を削除するものがございます。

69ページの第16条の8の4の改正につきましては、第1項の規定による住宅借入金等特別税額控除の適用期間を延長するとともに、当該適用期間の延長に伴い、同条第3項及び第4項の規定を削除するものがございます。

75ページの第23条第3項の改正につきましては、下水道法に規定する除害施設に対する償却資産に係る固定資産税の課税標準額の軽減割合を、改正されました地方税法の参酌割合と同じ割合とするものがございます。

なお、課税標準額の軽減割合につきましては、本年7月28日の市税審議会に諮問を行い、原案のとおり了承するとの答申を頂いているところでございます。

その他の改正につきましては、第16条の改正による課税方式の一致に伴う規定整備、地方税法の改正に伴う文言の整理、条項移動などの規定整備でございます。

議案書357ページ。

附則でございますが、附則第1項は、この条例の施行期日を公布の日と定めるものがございます。ただし、一部の条項の改正規定につきましては、各号にお示ししております期日からそれ

それぞれ施行するものでございます。

附則第2項は、個人市民税に関する必要な経過措置を定めるものでございます。

なお、その他の参考資料といたしまして、議案参考資料79ページ及び80ページに吹田市市税条例の一部改正についてをお示しいたしております。

1 案件名

議案第90号 吹田市立教育・保育施設条例の一部を改正する条例の制定について

2 担当説明員（役職・氏名）

児童部長 北澤 直子

3 説明内容

議案書359ページ。

本案の提案の理由でございますが、本市では吹田市公立保育所民営化実施計画に基づき、公立保育所5園の民営化を実施することとしており、令和5年度（2023年度）に、第5園目となる岸部保育園の民営化を実施しようとするものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料81ページ。

第5条は市立保育所の設置について、第9条はその定員について定めるものでございますが、今回民営化する第5号の岸部保育園の規定を削除するものでございます。

議案書359ページ。

附則でございますが、この条例は令和5年4月1日から施行することといたしております。

1 案件名

議案第91号 吹田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

2 担当説明員（役職・氏名）

健康医療部長 梅森 徳晃

3 説明内容

議案書361ページ。

本案は、督促状の発付期限及び督促状で指定する期限の変更を行うとともに、大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴う規定整備を行うものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料83ページ。

第2条の改正につきましては、引用している大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の条項移動に伴う規定整備を行うものでございます。

次に、第6条の改正につきましては、督促状の発付期限及び督促状で指定する期限を吹田市債権管理条例に基づく期限とするため、同条第1項を削除するとともに、文言の整理などの規定整備を行うものでございます。

議案書361ページ。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行することといたしております。

なお、その他の参考資料といたしまして、議案参考資料85ページに吹田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをお示しいたしております。

1 案件名

議案第92号 吹田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

2 担当説明員（役職・氏名）

都市計画部長 清水 康司

3 説明内容

議案書363ページ。

本案は、岸部中地区で実施しておりました岸部中住宅統合建替事業が完了いたしましたことに伴い、岸部中住宅の一部及び岸部北住宅を廃止するとともに、統合建替事業後の岸部中住宅について名称等を変更し、併せて明渡請求事由の規定の明確化を行うものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料87ページ。

第1条第2項の改正につきましては、岸部北住宅及び岸部中住宅のうち岸部中2丁目8番にあるものを廃止し、岸部中住宅のうち岸部中1丁目10番にあるものの名称を吹田市営岸部中南住宅に、その位置を統合建替に伴い岸部中1丁目8番に変更し、岸部中住宅のうち岸部中1丁目12番及び26番にあるものの名称を、それぞれ吹田市営岸部中西住宅、吹田市営岸部中東住宅に変更するものでございます。

第22条第2項の改正につきましては、他の入居者等に対する迷惑行為を明渡請求事由として、規定上明確にするものでございます。

87ページから89ページまでの第27条、第30条、第31条及び第35条の改正につきましては、明渡請求事由の規定の明確化に伴う規定整備を行うものでございます。

議案書363ページ。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行することといたしております。

1 案件名

議案第93号 吹田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について

2 担当説明員（役職・氏名）

都市計画部長 清水 康司

3 説明内容

議案書365ページ。

本案は、建築基準法の一部改正に伴う規定整備を行うものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料91ページ。

第11条第1項の表第26号、第26号の2、第33号の2及び第33号の3の改正につきましては、引用しております建築基準法の条項移動に伴う規定整備を行うものでございます。

議案書365ページ。

附則でございますが、この条例の施行期日を公布の日と定めるものでございます。

1 案件名

議案第94号 吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

2 担当説明員（役職・氏名）

都市計画部長 清水 康司

3 説明内容

議案書367ページ。

本案は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定の申請等に対する審査手数料の設定等を行うものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料93ページ。

93ページから100ページまでの別表第10項の表第1号、第3号から第5号までの改正につきましては、長期優良住宅維持保全計画の認定又は変更認定の申請に対する審査手数料を新たに定めますとともに、法改正に伴う規定整備を行うものでございます。

なお、新たな事務の手数料の額につきましては、大阪府と同額といたしております。

100ページ及び101ページの別表第12項の表の備考の改正につきましては、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部改正による低炭素建築物新築計画の認定等における評価方法の変更に伴い、床面積の算定方法を変更するものでございます。

議案書368ページ。

附則でございますが、第1項は、この条例の施行期日を本年10月1日とするものでございます。第2項につきましては、改正後の別表第12項の表の適用について必要な経過措置を定めるものでございます。

1 案件名

議案第95号 千里ニュータウン地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

2 担当説明員（役職・氏名）

都市計画部長 清水 康司

3 説明内容

議案書369ページ。

本案は、平成21年（2009年）6月1日に都市計画決定されました、北部大阪都市計画千里ニュータウン地区地区計画につきまして、本年3月3日に、既存の地区整備計画に、藤白台5丁目地区を加える都市計画変更が決定されましたことに伴い、新たに加えられました地区につきまして、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、同地区の区域内における建築物に関する制限を定めるものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料103ページ。

まず、第3条の改正につきましては、この条例の適用区域に藤白台5丁目地区の地区整備計画の区域を追加するものでございます。

次に、105ページの第5条及び第6条、106ページの第7条及び第8条、107ページの第11条及び第13条並びに109ページの第14条の改正につきましては、藤白台5丁目地区の地区整備計画の区域内における建築物の制限等についてそれぞれ規定するものでございます。

その他の改正につきましては、条項移動などの規定整備を行うものでございます。

議案書370ページ。

附則でございますが、この条例の施行期日を公布の日と定めるものでございます。

なお、その他の参考資料といたしまして、議案参考資料の111ページには位置図を、112ページに計画図を、それぞれお示しいたしております。

1 案件名

議案第96号 円山町1号橋拡幅改良工事請負契約の締結について

2 担当説明員（役職・氏名）

理事（地域整備担当） 真壁 賢治

3 説明内容

議案書371ページ。

円山町1号橋拡幅改良工事につきましては、踏切における歩行者の安全な通行の確保のほか、災害発生時の円滑な救助・救護活動、緊急物資の輸送等を行うため、地域緊急交通路である府道吹田箕面線と、一時避難地、災害時臨時ヘリポートに指定されている関西大学をつなぐ花壇踏切及び橋梁を拡幅整備する事業のうち、橋梁の拡幅整備を実施しようとするものでございます。

工期は、本定例会議決後から令和6年（2024年）5月31日の予定で、請負金額は2億5,685万円、請負者は株式会社紙谷工務店でございます。

なお、参考資料といたしまして、議案参考資料の113ページから119ページに工事の概要、請負者の営業の沿革、主たる工事の経歴、貸借対照表、損益計算書、工事位置図、計画平面図を添付いたしております。

1 案件名

議案第97号 吹田市南消防署南正雀出張所建設工事（建築工事）請負契約の締結について

2 担当説明員（役職・氏名）

消防長 笹野 光則

3 説明内容

議案書373ページ。

吹田市南消防署南正雀出張所建設工事の建築工事につきまして、請負者と契約を締結しようとするものでございます。

工期は、本定例会議決後から令和5年（2023年）9月1日の予定で、請負金額は2億3,640万1,000円、請負者は株式会社エーユーでございます。

なお、参考資料といたしまして、議案参考資料の121ページから136ページに請負者の営業の沿革、工事経歴書、貸借対照表、損益計算書のほか、工事の概要等をお示しいたしております。

1 案件名

議案第98号 広域消防指令情報システム構築業務委託契約の締結について

2 担当説明員（役職・氏名）

消防長 笹野 光則

3 説明内容

議案書375ページ。

広域消防指令情報システム構築業務につきましては、令和6年（2024年）4月から、本市と豊中市、池田市、箕面市及び摂津市において運用を開始する消防通信指令事務の共同運用に合わせて、吹田市北部消防庁舎等複合施設に整備する広域消防指令情報システムの構築業務を委託するものでございます。

委託期間は、本定例会議決後から、令和6年5月31日の予定で、委託金額は31億3,500万円、受託者は日本電気株式会社関西支社でございます。

なお、参考資料といたしまして、議案参考資料の137ページから141ページに業務の概要、受託者の営業の沿革、主たる業務の経歴、貸借対照表、損益計算書及びネットワーク構成図を添付いたしております。

1 案件名

議案第99号 吹田市資源循環エネルギーセンター2号灰溶融炉整備用耐火物部品購入契約の締結について

2 担当説明員（役職・氏名）

環境部長 道澤 宏行

3 説明内容

議案書377ページ。

吹田市資源循環エネルギーセンター灰溶融炉の耐火物は、焼却灰を溶かすために必要となる約1,300℃の高温にも耐える特殊材料を使用して製造されるもので、本市施設の構造に合わせて設計されるものでございます。

本件は、本年8月24日に予定価格の範囲内での交渉が成立しましたので、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により契約の締結をしようとするものでございます。

予算につきましては、本年2月定例会におきまして御可決賜ったものでございます。

購入概要につきましては、定型耐火物である耐火レンガと不定型耐火物である耐火モルタル及びその他取付部材を併せて購入するものでございます。

契約金額は8,789万円で、納入者は大同環境エンジニアリング株式会社東京支店でございます。

納入場所は吹田市資源循環エネルギーセンターで、納期は本市議会での御議決後から、令和5年（2023年）3月31日まででございます。

なお、参考資料といたしまして、議案参考資料の143ページから147ページに購入概要、購入業者の営業の沿革、納入実績書、財務諸表等を添付いたしております。

1 案件名

議案第100号 教育用Windowsタブレット（GIGAスクール構想対応用）追加購入契約の締結について

2 担当説明員（役職・氏名）

教育監 大江 慶博

3 説明内容

議案書379ページ。

本案は、令和2年度から実施しているGIGAスクール構想に基づいて、中学生が使用するGIGAスクール用端末の一部が、5年間の保守付きリース契約が満了することから、端末の更新を行うものです。

機器調達に当たりまして、制限付一般競争入札を実施しましたところ、本年7月1日に納入予定事業者が決定しましたことから、契約を締結しようとするものでございます。予算につきましては、本年2月定例会におきまして御可決賜ったものでございます。

機器の納期につきましては、本定例会で御可決を賜った日から本年11月30日までを予定しており、購入台数1,985台、購入金額は1億890万円、納入予定事業者は株式会社内田洋行大阪支店でございます。

なお、議案参考資料149ページから153ページに納入予定事業者の営業の沿革、納入実績、貸借対照表、損益計算書、委任状などを添付いたしております。

1 案件名

議案第101号 吹田市北部消防庁舎等複合施設建設工事請負契約の一部変更について

2 担当説明員（役職・氏名）

消防長 笹野 光則

3 説明内容

議案書381ページ。

本案は、令和3年（2021年）5月定例会で御可決をいただきました契約内容のうち、請負金額を変更するものです。変更理由でございますが、令和4年（2022年）2月18日付けて国土交通省から賃金等の急激な変動に対する工事請負契約書第26条第6項、いわゆるインフレスライド条項の運用についての通知がございました。

この通知の趣旨に沿いまして、受注者から請負金額の変更の請求がありましたため、本工事の請負金額を81億9,841万円から88億9,288万4,000円に変更するものでございます。

なお、議案参考資料155ページに本案に係る資料をお示しいたしております。

1 案件名

議案第102号 令和4年度吹田市一般会計補正予算（第6号）

2 担当説明員（役職・氏名）

行政経営部長 今峰 みちの

3 説明内容

議案書383ページ。

今回の歳入歳出予算の補正は、12億1,516万7,000円を追加し、補正後の総額を、1,548億486万6,000円とするものでございます。

385ページ。

歳出につきましては、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費で12億1,516万7,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症に係る行政検査や患者入院医療費負担に伴う委託料等の追加でございます。

次に、歳入につきましては、第14款 国庫支出金、第1項 国庫負担金で6億5,462万1,000円の追加は、衛生費国庫負担金で、感染症予防事業費負担金、感染症発生動向調査事業負担金及び感染症患者入院医療費負担金の追加でございます。

第15款 府支出金、第2項 府補助金で8,962万9,000円の追加は、衛生費府補助金で、新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金でございます。

第18款 繰入金、第1項 基金繰入金で4億7,091万7,000円の追加は、財政調整基金繰入金でございます。

なお、議案参考資料157ページから158ページに本案に係る資料をお示しいたしております。

1 案件名

議案第103号 令和4年度吹田市一般会計補正予算（第7号）

2 担当説明員（役職・氏名）

行政経営部長 今峰 みちの

3 説明内容

議案書391ページ。

今回の歳入歳出予算の補正は、1,982万8,000円を追加し、補正後の総額を、1,548億2,469万4,000円とするものでございます。

393ページ。

歳出につきましては、第10款 教育費、第1項 教育総務費で1,982万8,000円の追加は、給食費の公会計化等に伴う口座振替受付のオンライン受付サービスの導入費用でございます。

歳入につきましては、第18款 繰入金、第1項 基金繰入金で1,982万8,000円の追加は、財政調整基金繰入金でございます。

なお、議案参考資料159ページから160ページに本案に係る資料をお示しいたしております。

1 案件名

議案第104号 令和4年度吹田市一般会計補正予算（第8号）

2 担当説明員（役職・氏名）

行政経営部長 今峰 みちの

3 説明内容

議案書399ページ。

今回の歳入歳出予算の補正は、7億9,152万3,000円を追加し、補正後の総額を、1,556億1,621万7,000円とするものでございます。

401ページ。

歳出につきましては、第1款、第1項 議会費で67万2,000円の追加は、本会議放映システムのライブ配信映像への字幕表示機能の導入等に係る経費でございます。

第3款 民生費、第1項 社会福祉費で3億8,339万8,000円の追加は、過年度府支出金返還金、介護施設等における陰圧装置の設置などに係る補助、介護施設等に対するコロナ対応に係る掛かり増し経費の補助、介護施設等に対する物価高騰に係る応援金の支給、障害福祉サービスデータベースの構築に係る障がい福祉システムの改修費用、障害福祉サービス事業所に対する物価高騰に係る応援金の支給並びに吹三地区公民館の解体撤去工事に伴う経費、第2項 児童福祉費で1億5,913万2,000円の追加は、障害児通所サービス事業所及び保育所等に対する物価高騰に係る応援金の支給、過年度国庫支出金返還金並びに保育所及び幼保連携型認定こども園における複合・大型遊具の更新費用でございます。

第4款 衛生費、第1項 保健衛生費で299万8,000円の追加は、過年度国庫支出金返還金でございます。

第8款 土木費、第6項 住宅費で218万9,000円の追加は、市営住宅条例の改正に伴う公営住宅管理システムの改修費用でございます。

第10款 教育費、第2項 小学校費で1億4,466万4,000円の追加は、小学校における遊具、体育器具の更新費用、第4項 幼稚園費で3,500万円の追加は、幼稚園における複合・大型遊具の更新費用、第5項 社会教育費で1,347万円の追加は、吹三地区公民館の解体撤去工事に伴う経費でございます。

第13款、第1項 予備費で5,000万円の追加は、不測の事態に備え、予備費を追加するものでございます。

400ページ。

歳入につきましては、第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金で88万円の追加は、民生費国庫補助金で、障害者自立支援給付審査支払等システム事業補助金でございます。

第15款 府支出金、第2項 府補助金で2億7,959万7,000円の追加は、民生費府補助

金で、介護施設等の整備に関する事業補助金並びに介護サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業補助金の追加でございます。

第18款 繰入金、第1項 基金繰入金で4億9,944万6,000円の追加は、財政調整基金繰入金でございます。

第20款、第1項 市債で1,160万円の追加は、民生債で、高齢者いこいの間整備債の追加並びに教育債で、公民館整備債の追加でございます。

402ページ、403ページ。

第2表 繰越明許費補正でございますが、第3款 民生費、第2項 児童福祉費並びに第10款 教育費、第4項 幼稚園費は、複合・大型遊具の更新について、一部の遊具の作製及び設置に時間を要することから、年度内の事業完了が困難であるため、お示しの額を繰り越すものでございます。

次に、第3表 債務負担行為補正でございますが、本庁舎改修工事、小学校遊具・体育器具更新業務並びに吹三地区公民館解体撤去工事につきまして、お示しの期間と限度額を追加するものでございます。

404ページ、405ページ。

第4表 地方債補正でございますが、追加といたしまして、高齢者いこいの間整備事業並びに変更といたしまして、地区公民館整備事業は、吹三地区公民館の解体撤去工事に伴うものでございます。

なお、議案参考資料161ページから187ページに本案に係る資料をお示しいたしております。

1 案件名

議案第105号 令和4年度吹田市公共用地先行取得特別会計補正予算（第1号）

2 担当説明員（役職・氏名）

理事（地域整備担当） 真壁 賢治

3 説明内容

議案書417ページ。

今回の歳入歳出予算の補正は、294万2,000円を追加し、補正後の総額を、26億674万2,000円とするものでございます。

419ページ。

歳出につきましては、第1款、第1項 用地取得費で294万2,000円の追加は、千里丘朝日が丘線に係る道路用地取得に伴う経費でございます。

次に、歳入につきましては、第1款、第1項 土地開発基金借入金で294万2,000円の追加は、土地開発基金から借り入れるものでございます。

420ページ、421ページ。

第2表 債務負担行為補正でございますが、千里丘朝日が丘線用地取得事業用地購入費用及び千里丘朝日が丘線用地取得事業支障物件移転補償費用につきまして、お示しの期間と限度額を追加するものでございます。

なお、議案参考資料189ページから191ページに本案に係る資料をお示しいたしております。